

【資料1】前回会議における各位意見とそれを踏まえた評価項目の見直し

通番	ご発言者	ご発言の概要	関連するご発言	見直しを行った資料	反映方法
1	鈴木委員	I-1-(3)-①の評価の視点について、「著作権についての理解促進」をIV-(6)-①法令等の遵守等に移動するとあるが、IV-(6)-①は図書館職員が著作権法等法令を遵守するという旨の内容であり、ここで言う「理解促進」は主に利用者に遵守してもらうような意図があることから、性質が異なる考える。 また「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、著作権等の権利の保護が明記されていることから、評価の視点内に明記すべきであると考え。	「著作権についての理解促進」はIV-(6)-①ではなく、利用マナーに含むということで良いと思う。利用マナーの中でも重要な部分なので、評価の視点から消さずにI-1-(3)-①に項目を残すよう修正することでいかがか。(齊藤委員長) →鈴木委員ご同意	資料2-2,4 (評価項目)	「著作権についての理解促進」はI-1-(3)-①の評価の視点に残す。
2	神谷委員	IV-(2)-①について、小項目が「意見・要望への対応」であるが、細項目は苦情・トラブルについてのみ記載されている。意見・要望は苦情・トラブルだけではないので、別途評価する項目が必要である。	苦情・トラブルではない意見・要望への対応については、I-2-(1)-①各図書館のニーズの把握及びサービスへの反映で評価することを想定している。(事務局) IV-(2)-①では意見・要望のうち、苦情・トラブルを見ることが分かりやすくするよう、小項目「意見・要望への対応」の名称を変更すべきである。名称については、次回会議までに事務局と検討する。(齊藤委員長) →神谷委員ご同意	資料2-1,2,3,4 (評価項目) 資料3 (評価票)	IV-(2)の名称を「意見・要望への対応」から「苦情・トラブルへの対応」へ変更する。